

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第49号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第50号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第51号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 4 議案第52号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 5 議案第53号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 6 認定第1号 令和5年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第2号 令和5年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第3号 令和5年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第4号 令和5年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第5号 令和5年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定について
- 11 認定第6号 令和5年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定について
- 12 認定第7号 令和5年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について
- 13 同意第6号 山ノ内町教育委員会委員の任命について
- 14 請願第1号 「女性差別撤廃条約選択議定書」の速やかな批准を求める意見書の提出を求める請願書
- 15 陳情第6号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 16 陳情第7号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書
- 17 陳情第8号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情
- 18 陳情第9号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 19 発委第6号 「女性差別撤廃条約選択議定書」の速やかな批准を求める意見書の提出について
- 20 発委第7号 最低賃金の改善と中小零細企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
- 21 発委第8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出について
- 22 発委第9号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出について
- 23 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 24 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

25 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

26 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

27 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（13名）

1番	小田孝志君	9番	高田佳久君
2番	畔上恵子君	10番	渡辺正男君
3番	小林仁君	11番	山本光俊君
4番	志鷹慎吾君	12番	小林克彦君
5番	塚田一男君	13番	白鳥金次君
6番	湯本るり子君	14番	湯本晴彦君
8番	徳竹栄子君		

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長	鈴木明美	議事係長	湯本寿
--------	------	------	-----

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	平澤岳君	教育長	竹内延彦君
副町長	久保田敦君	こども未来課長	望月弘樹君
総務課長	古幡哲也君	生涯学習課長	田村清志君
未来創造課長	堀米貴秀君	産業振興課長	宮崎弘之君
危機管理課長	田中浩幸君	建設水道課長	高木和彦君
住民税務課長	湯本豊君	消防課長	湯本睦夫君
健康福祉課長	小林佳代子君	会計管理者	小林知之君

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(湯本晴彦君) 本日はご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議長(湯本晴彦君) 初めに、9月5日に行われました議案審議において、令和6年度山ノ内町一般会計補正予算の審議における修正案説明について、山本光俊議員から発言訂正の申出がありましたので、会議規則第64条の規定により、これを許可したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(湯本晴彦君) 異議なしと認めます。

山本光俊議員からの発言の訂正の申出を許可することに決定しました。

11番 山本光俊議員。

(11番 山本光俊君登壇)

11番(山本光俊君) 11番 山本光俊です。

貴重なお時間の中、発言の許可をいただきましてありがとうございます。

去る9月5日の本会議において、議案第46号について修正動議を提出いたしましたが、その提案理由の説明の中で、東京都足立区で行われた足立の花火について、2年連続で代理出席でありと申し上げましたが、昨年度は町長が出席されておりました。この件は私の勘違いであり、正しくは本年1月31日、2月1日に足立区で行われた友好自治体議員連絡協議会交流会を代理出席であったとの誤りでした。従って、以下のとおり訂正をさせていただきます。

東京都足立区で行われた足立の花火については、「今年は結果的に悪天候で直前に中止となりましたが、2年連続で代理出席であり」というこの部分を、「今年東京都足立区で行われた友好自治体議員連絡協議会交流会と結果的に悪天候で直前に中止となりましたが、足立の花火の2行事を代理出席でありと訂正させていただきます。

大変申し訳ございませんでした。訂正しおわび申し上げます。

議長(湯本晴彦君) 発言の訂正については、以上です。

議長(湯本晴彦君) 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

1 議案第49号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長(湯本晴彦君) それでは、議事に入ります。

日程第1 議案第49号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

ただいまの議案につきましては、去る9月5日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

塚田総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 塚田一男君登壇)

総務産業常任委員長(塚田一男君) 5番 塚田一男。

それでは、総務産業常任委員会に付託された議案審査の報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年9月19日

山ノ内町議会議長 湯 本 晴 彦 様

総務産業常任委員長 塚 田 一 男

1. 委員会開催月日 令和6年9月13日
2. 開催場所 第1・2委員会室
3. 審査議案

議案第49号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について

(以上1件 令和6年9月5日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第49号

原案のとおり可決すべきものと決定。

それでは、審査過程に関わる補足の説明をさせていただきます。

本条例の一部改正については、総務課長、産業振興課長並びに係長の出席のもと審査させていただきました。

この新型コロナウイルス感染症拡大防止基金は、新型コロナウイルス感染症によって影響を受けた中小事業者の経営の安定を図るため、資金の借りに対し、利子の補給金の財源に充てていましたが、新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、内閣府から令和7年度末までに基金廃止の旨の通達に基づき条例の一部改正に至ったものであります。

なお、令和5年度末現在高では基金ゼロになっており、このことは決算書320ページにて確認できます。また、令和5年度借り入れされた方には、令和6年度は一般財源にて対応されております。

委員会では全会一致で可決すべきものと決定しました。つきましては、議員各位のご賛同をお願いいたします。

議長(湯本晴彦君) これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

議案第49号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第49号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第49号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第49号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

2 議案第50号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯本晴彦君） 日程第2 議案第50号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

ただいまの議案につきましては、去る9月5日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） 9番 高田佳久。

それでは、条例審査についてご報告いたします。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年9月19日

山ノ内町議会議長 湯 本 晴 彦 様

社会文教常任委員長 高 田 佳 久

1. 委員会開催月日 令和6年9月13日
2. 開催場所 第3・4委員会室
3. 審査議案

議案第50号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

（以上1件 令和6年9月5日付託）

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第50号

原案のとおり可決すべきものと決定。

それでは、審査の経過等につきまして補足の説明をさせていただきます。

まず、表決の結果ですが、賛成者4名、また、賛成多数で賛成すべきものと決定しております。

委員会の審査では、議案第50号に対しまして、担当所管課であります健康福祉課長及び医療保健係長から変更に関わる細部について説明をいただきました。

条例改正の概要につきましては、国の法改正により令和6年12月2日以降、従来の被保険者証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行するための整備内容となります。

質疑の中では、保険税を滞納された場合の措置であります短期被保険者証や今後の資格確認書の取り扱いなどがございました。12月1日までは既存保険証のルールで実施されますが、12月2日以降の取り扱いでは、新規扱いとしての転入、加入保険の変更、出生や既存保険証などを紛失しての再発行を含め、マイナ保険証を持たない方は申請方式での資格確認書としての取り扱いとなります。

また、次回の更新令和7年8月1日以降の対応といたしまして、マイナ保険証を持たない方へはプッシュ方式での資格確認書を送付予定とのことでありました。また、なお国の動向により、事務事業の変更等が生じる場合もございますとの回答もございました。

以上、審査経過及び委員会報告を終わります。

議長（湯本晴彦君） これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

議案第50号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第50号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第50号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（湯本晴彦君） 起立10人で多数です。

したがって、議案第50号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

3 議案第51号 人権擁護委員の候補者の推薦について

4 議案第52号 人権擁護委員の候補者の推薦について

5 議案第53号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議長（湯本晴彦君） 日程第3 議案第51号から日程第5 議案第53号の人権擁護委員の候補者

の推薦についての3議案を一括上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 議案第51号から議案第53号の人権擁護委員の候補者の推薦について一括してご提案申し上げます。

初めに、議案第51号の候補者の推薦について申し上げます。

本委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求めるものです。

住所、山ノ内町大字平穏876番地の1。

氏名、湯本弥助。

生年月日、昭和32年9月8日。

任期、法務大臣の委嘱の日から3年。

理由、任期満了の児玉綾子さんの後任です。

次に、議案第52号の候補者の推薦について申し上げます。

住所、山ノ内町大字佐野1389番地の1。

氏名、山本さゆり。

生年月日、昭和40年4月18日。

任期、法務大臣の委嘱の日から3年。

理由、任期満了の山本久美子さんの後任です。

続きまして、議案第53号の候補者の推薦について申し上げます。

住所、山ノ内町大字夜間瀬8097番地の2。

氏名、吉池富美子。

生年月日、昭和33年1月24日。

任期、法務大臣の委嘱の日から3年。

理由、任期満了の徳竹森之さんの後任です。

以上、議案第51号から議案第53号まで人権擁護委員の候補者の推薦について一括してご説明申し上げます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長(湯本晴彦君) これより3議案について一括質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第51号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第51号を採決します。

議案第51号を原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第51号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり決定されました。

議案第52号について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第52号を採決します。

議案第52号を原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第52号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり決定されました。

議案第53号について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第53号を採決します。

議案第53号を原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第53号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり決定されました。

-
- 6 認定第1号 令和5年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 7 認定第2号 令和5年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
 - 8 認定第3号 令和5年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 9 認定第4号 令和5年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 10 認定第5号 令和5年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定について
 - 11 認定第6号 令和5年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定について
 - 12 認定第7号 令和5年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について

議長（湯本晴彦君） 日程第6 認定第1号 令和5年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12 認定第7号 令和5年度山ノ内町水道事業会計決算の認定についての7件を一括上程し、議題とします。

ただいまの7件につきましては、去る9月5日の本会議において予算決算審査委員会に審査を付託してありますので、予算決算審査委員長から審査の報告を求めることにします。

白鳥予算決算審査委員長、登壇。

（予算決算審査委員長 白鳥金次君登壇）

予算決算審査委員長（白鳥金次君） 13番 白鳥金次。

それでは、令和5年度決算認定7議案の審査結果をご報告申し上げます。

審査日程を9月6日及び9日から12日までの計5日間とし、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会が所管する2部会での審査を行いました。

審査では、町当局より令和4年度決算及び令和5年度予算審査につけました部会意見についての現況報告をいただき、また、現地調査においては上林総合グラウンドの利用状況を審査しました。

審査において、資料提出を含む丁寧な説明をいただきましたことに感謝を申し上げます。今後に向けて改めてご協力をお願いいたします。

審査の概要ですが、9月10日に予算決算審査委員会全体委員会で委員会採決を行いました。採決結果につきましては、認定7件のうち認定第1号、認定第2号、認定第4号は賛成多数で、ほか4件については全会一致で可決すべきものとなりました。

これより、報告書を読み上げさせていただきます。

なお、報告書の1. 審査月日から5. 経過につきましては、報告を省略させていただきますが、提出の報告書に基づきまして会議録への記載をお願いいたします。

朗読いたします。

山ノ内町議会予算決算審査委員会審査報告書

令和6年9月19日

山ノ内町議会議長 湯本晴彦様

山ノ内町議会予算決算審査委員会
委員長 白鳥金次

1. 審査月日 令和6年9月6日・9日・10日・11日・12日
2. 審査場所 役場委員会室
3. 審査議案
 - (1) 認定第1号 令和5年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - (2) 認定第2号 令和5年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
 - (3) 認定第3号 令和5年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定

について

- (4) 認定第4号 令和5年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - (5) 認定第5号 令和5年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定について
 - (6) 認定第6号 令和5年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定について
 - (7) 認定第7号 令和5年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について
- (以上7件 令和6年9月5日付託)

4. 審査要領

審査に当たっては、委員会を2部会に分けて、次の担当区分により関係課等の課長及び係長等の説明を聴取し、部会会議、正副委員長部会長会議、さらに全体会議をもって結論とした。

5. 経 過

部会の審査区分

第1部会（部会長 塚田 一男）

- (1) 一般会計決算のうち総務課、未来創造課、危機管理課、産業振興課、建設水道課、消防課、会計室、議会事務局所管に係る費目
- (2) 公共下水道事業会計決算
- (3) 農業集落排水事業会計決算
- (4) 水道事業会計決算
- (5) (1)～(4)に属する財産に関すること

第2部会（部会長 高田 佳久）

- (1) 一般会計決算のうち住民税務課、健康福祉課、こども未来課、生涯学習課に係る費目
- (2) 国民健康保険特別会計決算
- (3) 後期高齢者医療保険特別会計決算
- (4) 介護保険特別会計決算
- (5) (1)～(4)に属する財産に関すること

6. 審査区分

認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号は、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定。

7. 決算審査意見

【総括意見】

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という）は感染症法上の2類から5類に位置づけられ、社会経済活動の正常化が進みつつある中、経済の状況は緩やかな持ち直しが続いている。

一方で、ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響

等によるエネルギー、食料価格の高騰など、経済を取り巻く環境は厳しさを増している。

そのような中で、当町においては、インバウンド観光は回復の兆しが見られた。また、農業従事者の新規就農者は、令和元年度の17人を上回り19人が就農されたが、いまだ農業従事者の高齢化や後継者不足は深刻であり、当町の基幹産業である農業の持続可能な振興対策が強く求められている。

令和5年度一般会計決算規模は、歳入76億6,892万円、対前年度比9.2%減、歳出73億6,370万円、対前年度比8.5%減で、翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた実質収支では、3億516万円となり、前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は7,219万円の赤字となったが、財政調整基金積立1億円によるもので、実質単年度収支は2,781万円の黒字となっている。新型コロナ関連事業が5類移行に伴い縮小となったことなどが影響し、決算額は前年度と比較し減少した。

(歳入)

町税が町民税、入湯税などにより16億9,905万円、対前年度比1.7%増、寄附金ではふるさと寄附金やガバメントクラウドファンディングなどの増により4億4,347万円、対前年度比9.9%増となった。

一方で、国庫支出金は子育て世帯等臨時特別支援事業や新型コロナワクチン接種事業集団接種の終了による減などにより6億9,749万円、対前年度比19.6%減、町債では新東部浄水場建設に伴う出資債や社会体育館解体事業の解体事業の完了による減などで2億8,894万円、対前年度比67.6%減となった。

(歳出)

衛生費が出産・子育て応援給付金や保健センター改修工事などで5,898万円増、教育費が旧北部公民館解体工事などにより6,361万円増となった。

一方で商工費は、新型コロナ対応事業者支援給付金事業の終了などで1億2,440万円減、土木費では社会体育館解体工事の完了などで1億5,314万円減、諸支出金は新東部浄水場建設事業の完了などで5億14万円減となった。

(まとめ)

「令和6年能登半島地震」、「令和6年台風10号」、自然災害は、人々の生活や健康、環境などに様々な影響を及ぼしている。災害への安全対策、さらにはインフラ施設をはじめとする公共施設の老朽化対策、これら行政課題への的確な対応、将来にわたる持続可能な自治体経営への取組が今こそ求められている。この課題に立ち向かっていくには、職員の働き方改革が重要であり、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）ができる職場環境づくりを構築して進んでいくことを望みたい。

職員一人ひとりが働き甲斐をもって仕事に当たることで、町に活気が満ちることを期待したい。

【部会意見】

[第1部会]

1. 一般会計

(1) 総務費

○楽ちんバス・チョイソコの運用については、住民ニーズ・地区要望の把握に努め対応すること。

○官民連携事業を活用し、成果につなげること。

(2) 農林水産業費

○有害鳥獣被害対策は地域課題として捉え、「よせない・いれない・つかまえる」を3本柱に取り組むこと。

○いのちを守る森づくり事業は内容を精査し継続すること。

(3) 商工費

○新しい時代を見据えた第4次観光交流ビジョンとすること。

(4) 土木費

○空き家の実態は定期的に適正な把握を行い、効果的な空き家対策とすること。

2. 公営企業会計

(1) 公共下水道事業会計

意見なし

(2) 農業集落排水事業会計

意見なし

(3) 水道事業会計

○安定供給に向け、水源及び施設の管理には万全を期すこと。

[第2部会]

1. 一般会計

(1) 民生費

○こども家庭センターの設置は、利用者ニーズに配慮した検討をすること。

○子ども・子育て支援事業計画の策定は、住民の利用希望の把握に努め、具体的な達成目標を設定すること。

(2) 衛生費

○予防（任意）接種事業に当たっては、補助拡充を検討すること。

(3) 教育費

○小学校統合は、子供たちの教育環境がよりよいものとなるよう努めること。

○部活動の地域移行は状況の把握に努め、広域連携を視野に入れて検討すること。

○総合型地域スポーツクラブは、拠点となる体育施設の検討を行うこと。

○給食費の公会計化及び無償化の検討を行うこと。

○上林総合グラウンドの利活用は、整備計画を策定し促進していくこと。

2. 特別会計

(1) 国民健康保険特別会計

○保険者努力支援制度は、評価が上がるよう努力すること。

(直営診療施設勘定)

意見なし

(2) 後期高齢者医療保険特別会計

意見なし

(3) 介護保険特別会計

○保険者機能強化推進交付金・保険者努力支援交付金に係る評価指標の総合得点が向上するように努めること。

以上です。皆様のご賛同をお願いいたします。

議長(湯本晴彦君) ただいま予算決算審査委員長の報告で、1の審査月日から5の経過まで省略されましたが、会議録への登載は報告書を調査し、要望のとおり登載することとします。

これより、予算決算審査委員長から報告のありました7件に対して、一括質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

認定第1号について討論を行います。

まず、予算決算審査委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

10番 渡辺正男議員、登壇。

(10番 渡辺正男君登壇)

10番(渡辺正男君) 10番 渡辺正男です。

令和5年度一般会計決算認定に当たり、反対の立場から討論いたします。

昨年3月議会で審議された当初予算は、前町長が編成した骨格予算でしたが反対させていただきました。その後、6月議会での平澤新町長が編成した肉付け補正予算には賛成をさせていただきました。

そのときの私の賛成討論では、国内外への町長トップセールスやプロモーション、町長用のリース公用車のEV車への切替、地域公共交通のAIセミデマンドの実証実験、地域活性化起業人4人、地域おこし協力隊員2人など新たな人材の積極的活用、新たな夏祭り山ノ内どんどの開催、アメリカのベイル町との国際交流、観光局設立準備などを挙げさせていただいて、平澤新町長らしい前例踏襲ではない積極性の感じられる補正予算とした上で、新たな取組による町の活性化に期待しますが、新しい取組には困難がつきもので、突き進む勇気も必要ですが、ときには見直す勇気も必要です。平澤新町長の行動力や手腕に期待しつつも、今後議員の立場でしっかりとチェックもさせていただきますと申し上げました。

本年4月観光局立ち上げと連動して、役場の組織機構改編もスタートしました。まだその効

果や課題については分析できる段階ではないかもしれませんが、町の2大基幹産業である観光と農業の振興と活性化の要となる分野において、観光局と産業振興課との業務分担の線引きの明確化が求められていると感じます。今後情勢の変化等にも的確に柔軟性を持って対応して欲しいと思います。

肉付け補正予算の賛成討論でただ1点、見直しを求めた点があります。夏祭り山ノ内どんどんへの自衛隊PRブース出店です。

私は、災害派遣やスキーワールドカップ大会等の支援などでお世話になることもあり、自衛隊の組織を否定するものではありませんが、子供たちも大勢集まるお祭りの場にふさわしいものとはとても思えません。この部分だけはぜひとも見直しをしていただきたいと思っておりますと申し上げました。

そして、町9条の会と新日本婦人の会とともに町長に直接出店見直しを要請しました。今年も同様な要請を行いましたが、2年続けて自衛隊PRブースは出店しました。

今議会の一般質問でもこの問題を取り上げましたが、現在の自衛隊は、これまでの専守防衛から敵基地攻撃能力をも保持しようとする組織に変貌してきています。平和大観音を有し平和の町宣言をしている当町が、子供たちに自衛隊入隊をPRするブース出店をちゅうちょなく進めていることは、二度と子供たちを戦場に送らないと誓った先人たちの願いにも反することにつながります。この問題については、重ねて見直しを強く求めたいと思います。

以上申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。

議長（湯本晴彦君） 次に、予算決算審査委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） ありませんか。

これで討論を終わります。

認定第1号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第1号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（湯本晴彦君） 起立11人で多数です。

したがって、認定第1号 令和5年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号について討論を行います。

まず、予算決算審査委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

10番 渡辺正男議員、登壇。

（10番 渡辺正男君登壇）

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺正男です。

令和5年度国民健康保険特別会計決算認定に対し、反対の立場から討論します。

令和5年度の保険税は据え置きで、それが前提となった予算でした。歳入不足は基金繰入れ3,630万円で埋めるという内容でした。決算では基金繰入れは約530万円にとどまり、繰越金は前年度の1,371万円から1,532万円に161万円増えました。ということで、実質の余剰金、基金残高プラス繰越金は2億7,303万円から2億6,936万円に僅か360万円減少しただけでした。

平成30年度の県一本化以来、この余剰金はほとんど減っていません。令和5年度の保険税算定に当たって私が再三指摘してきた予定収納率について、それまでの直近3年の徴収率94.6%、それから、国基準の97%としたことは評価できます。

しかし、基本的には前年度同様、基金活用での被保険者の負担軽減や、3方式移行に向けての段階的資産割見直し、均等割の見直しにも踏み込んでいませんでした。均等割というのは、ほかの医療保険にはありません。子供を生めば生むほど税金が高くなるという国保にしかない人頭税とも呼ばれるような、およそ均等の名に値しない不平等な制度です。

私は、子育て支援にも逆行する均等割課税を国の未就学児に対する改定のタイミングに合わせ、町の独自上乘せを検討することを求めてきました。令和5年3月議会の一般質問に当時の増田副町長は、厚生労働省は国の基準を超える軽減税率の適用は市町村においてはできない。一律減免も法律違反とは言えないまでも不相当であるとの見解を示しておりますと述べた後、子育て世代の負担軽減が拡大されることは望ましい。町村会等では国に対して財源確保を求めて制度拡充の要望を出している。私も子育て環境の充実は大変重要なものと考えている。町として広く子育て環境全体を把握して、総合的に環境整備を進めていく。その中でより効果的な方策を打っていくことがより肝要であろうと考えている。ご指摘の件は税率改定の議論にも合わせながら検討していくべき課題と思うと前向きな答弁がありました。

令和6年度国保税は資産割を廃止して、3方式に移行し、大幅な値下げに踏み切りました。その点は評価したいと思います。しかし、均等割見直しについては、国保運営協議会で検討された節はありません。残念なことです。減税ではなく、対象児童への補助金という方法をとる自治体も増えてきています。本気で子育てを応援したいならやれることはあるはずです。改めて、早急な検討を求めたいと思います。

最後に、今後の保険税算定に当たっては、的確な数値の把握に努め、被保険者のさらなる負担軽減に向けて、最大限の努力を強く求め私の反対討論とさせていただきます。

議長（湯本晴彦君） 次に、予算決算審査委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） ございませんか。

討論を終わります。

認定第2号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第2号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（湯本晴彦君） 起立10人で多数です。

したがって、認定第2号 令和5年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第3号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第3号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、認定第3号 令和5年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号について討論を行います。

まず、予算決算審査委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

10番 渡辺正男議員、登壇。

（10番 渡辺正男君登壇）

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺正男。

令和5年度介護保険特別会計決算認定に対し、反対の立場で討論します。

令和5年度は介護保険第8期の最終年度でした。その決算が出たということで、この3年間で振り返ってみたいと思います。

初年度令和3年度の当初予算保険給付費は17億223万円を見込みましたが、決算では16億4,200万円余りと約6,000万円の減となりました。基金は5,600万円余りの取り崩しを見込みましたが、最終的に約1,000万円になりました。繰越金を約1,600万円増やしたことから、実質的に余剰金は増えることになりました。

令和4年度の当初の保険給付費は17億4,587万円を見込みましたが、決算では16億6,278万円と約8,300万円の減、基金は5,747万円を取崩しを見込みましたが3,018万円になり、繰越金は1,518万円増えました。

そして、令和5年度は当初保険給付費を17億4,752万円と見込み、決算では16億5,715万円と9,037万円の減、基金は5,682万円の取崩しを見込みましたが、決算ではゼロになり、逆に2,145万円の積立てとなりました。

第8期3年間でまとめると、見込んだ保険給付費総額は51億9,562万円、結果は49億6,238万円と2億3,324万円下回りました。基金残高と繰越金を足した実質の余剰金は、第7期末である令和2年度末では2億6,848万円でした。令和5年度末では2億5,511万円で、3年間で基金

を1億5,000万円取崩すとして保険料を据え置いたはずですが、結果は1,337万円しか減りませんでした。慢性的金余り状態は改善されていません。

この会計の金余りは、第1号被保険者の納め過ぎた保険料にほかなりません。そのほかの歳入はルールにのっとりた負担であり、過不足があれば調整されるので、余ったお金は全て第1号被保険者の保険料ということになります。

第8期の保険料据え置きに対して、私は思い切った値下げができたはずと指摘させていただきました。結果論にはなりますが、3年間平均約4,800人の第1号被保険者として標準月額で860円、年額では1万320円値下げしていれば帳尻があって、1億5,000万円基金が減っていたということになります。要するに、第8期の保険料設定は高すぎたということです。

保険給付費を多く見過ぎるあまり、保険料を多く取り過ぎてしまったというのが実態ではないでしょうか。

異常な物価高騰の中で、被保険者の皆さんは高い保険料に苦しみ、介護サービス利用も控え気味にならざるを得ないという不安と苦難の中にいます。町当局にはこうした被保険者の皆さんに寄り添い、今後保険料の大幅な負担軽減に真摯に取り組まれることを強く要望し、私の反対討論とさせていただきます。

議長（湯本晴彦君） 次に、予算決算審査委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） ございませんか。

討論を終わります。

認定第4号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第4号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（湯本晴彦君） 起立10人で多数です。

したがって、認定第4号 令和5年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第5号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第5号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、認定第5号 令和5年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定については、

予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第6号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第6号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、認定第6号 令和5年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第7号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第7号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、認定第7号 令和5年度山ノ内町水道事業会計決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

13 同意第6号 山ノ内町教育委員会委員の任命について

議長(湯本晴彦君) 日程第13 同意第6号 山ノ内町教育委員会委員の任命についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 同意第6号 山ノ内町教育委員会委員の任命についてご提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い、山ノ内町教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

任命同意を求めようとする氏名等は次のとおりです。

住所、山ノ内町大字平穏2178番地の2。

氏名、舩橋紀子。

生年月日、昭和44年4月16日生まれ。

任期は令和6年10月21日から令和10年10月20日までの4年間です。
提案理由につきましては、任期満了による新たに任命するものです。
十分ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 同意第6号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第6号を採決します。

同意第6号について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、同意第6号 山ノ内町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、議場整理のため3時10分まで休憩とします。

（休憩） （午後 2時56分）

（再開） （午後 3時10分）

議長（湯本晴彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14 請願第1号 「女性差別撤廃条約選択議定書」の速やかな批准を求める意見書の提出を 求める請願書

議長（湯本晴彦君） 日程第14 請願第1号 「女性差別撤廃条約選択議定書」の速やかな批准を
求める意見書の提出を求める請願についてを上程し、議題とします。

ただいまの請願につきましては、去る8月29日の本会議において、社会文教常任委員会に審
査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） 9番 高田佳久。

それでは、請願審査についてご報告いたします。

令和6年9月19日

山ノ内町議会議長 湯本晴彦様

社会文教常任委員長 高田佳久

請願審査報告書

当委員会に付託された請願を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第1号
2. 受理年月日 令和6年8月14日
3. 件名

(請願第1号)

「女性差別撤廃条約選択議定書」の速やかな批准を求める意見書の提出を求める請願書

請願者 木島平村穂高2934-35

ヤマを動かそう！信州@北信

代表 江田宏子

4. 付託年月日 令和6年8月29日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査経過について補足の説明をさせていただきたいと思いますが、まず、表決の結果ですが、賛成者4名で賛成多数でした。

委員会の審査では、担当所管課であります生涯学習課長及び人権政策係長から現状と当町における影響についてご説明をいただきました。

質疑では、政府が批准していない理由についてということで、過去の国会で日本政府は他の人権救済条約と同様に司法権の独立を侵す可能性があるためとしていることでした。これにつきましては、後日調査いたしました結果、選択議定書は国内的な救済措置が尽くされたことを前提として委員会に通報することとしており、意見、勧告に法的拘束力はなく、司法権の独立が侵されるおそれはない。このことにつきましては、2003年国連女性差別撤廃委員会でも明確に指摘され、2009年、2016年にも日本政府は選択議定書の早期批准を勧告されていることを調査いたしました。社会文教常任委員各位に通知をさせていただきました。

また、当町の行政業務に関しましての影響ということで、男女共同参画プラン21や条例等の変更が予想されるとのことでありました。

また、県内等の採択状況でございますが、県議会のほか21市町村議会で採択となっている状況でございます。

以上、委員長報告を終わります。

議長（湯本晴彦君） これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

請願第1号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

請願第1号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

請願第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、請願第1号 「女性差別撤廃条約選択議定書」の速やかな批准を求める意見書の提出を求める請願は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

15 陳情第6号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める 陳情書

議長（湯本晴彦君） 日程第15 陳情第6号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についてを上程し、議題とします。

ただいまの陳情につきましては、去る8月29日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

塚田総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 塚田一男君登壇）

総務産業常任委員長（塚田一男君） 5番 塚田一男。

それでは、陳情の審査についてご報告させていただきます。

令和6年9月19日

山ノ内町議会議長 湯 本 晴 彦 様

総務産業常任委員長 塚 田 一 男

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第6号
2. 受理年月日 令和6年7月9日
3. 件 名

（陳情第6号）

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

陳情者 中野市西条1008 北信味噌醤油工業協同組合2階

中高地区労働組合連合会

議長 明石 勇樹

4. 付託年月日 令和6年8月29日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

ここで、審査の過程について若干の補足の説明をさせていただきます。

表決の結果は、賛成全員でありました。また、審査においては、産業振興課長から出席、説明をいただき、協議しました。

この陳情ですけれども、全国一律最低賃金制度に改正すること、最低賃金1,500円以上を目指すこと、そしてそれを可能にするため、中小企業・小規模事業者への支援策拡充の3点になります。

委員会での主な意見として、労働者の生活を支えるために条例に沿っての賃上げ、人手確保面、また、経済循環面で必要。一方、一律に至った場合、結果として東京都への一極集中の危惧、具体的な金額協議に対する意見、また、農家を含む個人事業主の影響を懸念するなどがありました。また、企業支援に係る表記について、中小小規模または中小零細とすべきとの協議もありました。

なお、この陳情は、令和4年9月議会定例会並びに令和5年6月議会定例会においていずれも採択されております。

以上、審査経過及び委員会報告とさせていただきます。皆様のご賛同をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

陳情第6号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第6号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

陳情第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、陳情第6号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情は、総務産業常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

16 陳情第7号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書

17 陳情第8号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情

18 陳情第9号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情書

議長（湯本晴彦君） 日程第16 陳情第7号から日程第18 陳情第9号までの3件を一括上程し、

議題とします。

ただいまの陳情3件につきましては、去る8月29日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高田佳久君登壇)

社会文教常任委員長(高田佳久君) 9番 高田佳久。

それでは、陳情の審査につきましてご報告をさせていただきます。

令和6年9月19日

山ノ内町議会議長 湯本晴彦様

社会文教常任委員長 高田佳久

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第7号

2. 受理年月日 令和6年8月8日

3. 件名

(陳情第7号)

政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書

陳情者 長野市県町593 R i n k s 593 3階

長野県医療労働組合連合会

執行委員長 小林 吟子

4. 付託年月日 令和6年8月29日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

続いて、陳情第8号を報告させていただきます。

令和6年9月19日

山ノ内町議会議長 湯本晴彦様

社会文教常任委員長 高田佳久

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第8号

2. 受理年月日 令和6年8月8日

3. 件 名

(陳情第8号)

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情

陳情者 長野市県町593 長野県高校教育会館 3階

長野県社会保障推進協議会

代表委員 宮沢 裕夫、佐野 達夫、細尾 敏彦、小林 吟子、

松丸 道男、北沢 忠

4. 付託年月日 令和6年8月29日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

続いて、陳情第9号となります。

令和6年9月19日

山ノ内町議会議長 湯 本 晴 彦 様

社会文教常任委員長 高 田 佳 久

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第9号

2. 受理年月日 令和6年8月16日

3. 件 名

(陳情第9号)

「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情書

陳情者 長野市若里1-5-26

長野県保険医協会

会長 宮沢 裕夫

4. 付託年月日 令和6年8月29日

5. 審査結果 不採択すべきものと決定

それでは、陳情3件につきまして、審査の経過を補足説明させていただきたいと思います。

まず、表決の結果ですが、陳情第7号及び第8号につきましては、賛成者5名で全員賛成でございました。陳情第9号につきましては、賛成者1名で賛成少数との結果となっております。

まず、陳情第7号から第9号につきまして、担当所管課であります健康福祉課長及び医療保険係長、介護保険・介護支援の両係長から当町における現状と影響についてのご説明をいただきました。

まず、陳情第7号では、陳情項目に政府の責任において全額公費による追加賃上げ支援とありますが、これに対しましては、場合によっては当町での公費負担が発生する可能性もあり、

影響はゼロではないと思われるとのことでした。

陳情第8号では、国の社会保障費が増加してしまう懸念はあるが、国保会計では歳入としての国庫負担金が増額になると想定できるため、保険料の軽減につながるかと思われるとのことでした。

また、陳情第9号では、議案第50号 国民健康保険条例の一部改正と連動する部分もありますので、矛盾した表決とならないよう委員長として指摘をさせていただきました。

また、令和5年12月議会におきましても同様の陳情があり、委員会及び本会議での採決は不採択となっていることを委員会の中で確認してございます。

以上、審査経過及び委員長報告を終了とさせていただきます。

議長（湯本晴彦君） これより委員長報告に対し、陳情ごとに質疑、討論、採決を行います。

陳情第7号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第7号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、陳情第7号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第8号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第8号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、陳情第8号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第9号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

まず、社会文教常任委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

10番 渡辺正男議員、登壇。

(10番 渡辺正男君登壇)

10番(渡辺正男君) 10番 渡辺正男。

陳情第9号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情を不採択すべきものとした社会文教常任委員長の報告に対し、反対の立場から討論します。

本陳情の趣旨は、あくまで現行の紙の保険証を残し、マイナ保険証の強制はやめてとの内容であり、マイナ保険証の廃止を求めるものではありません。今国による強引なマイナ保険証普及促進策、現行保険証の廃止に対して国民の間から不安と不満の声が上がっています。8月に全国の地方新聞18社が合同で行ったアンケート調査によると、1万2,007人が回答し、現行の保険証を残しマイナ保険証導入はやめてが42.0%、現行の保険証を残し選択制にが39.8%で、8割以上の国民は現行の保険証を残してほしいと願っています。私たち議員は、こうした切実な声を真摯に受け止めるべきではないでしょうか。

現在戦われている自民党総裁選挙でも、林芳正官房長官が不安を払拭して、皆さん納得の上でスムーズにマイナ保険証へ移行してもらえるための必要な検討をしたいと発言し、石破茂元幹事長も納得していない人、困っている人がいっぱいいる状況があったとすれば、従来の保険証との併用も考えるのは選択肢として当然だと述べるなど、政府与党内からもマイナ保険証廃止延期論が再燃する形となっています。

今議会での私の一般質問での課長答弁によると、当町の国民健康保険のマイナ保険証登録は、対象者3,046人中1,746人で57.35%、医療機関での利用率は僅か7.78%。後期高齢者医療保険では対象者2,778人中1,353人の登録で48.7%、利用率は僅か2.4%であることが明らかになりました。

マイナ保険証を持っていても、紙の保険証を使っている方が大多数というのが現状です。厚労省はマイナ保険証のメリットとして、①、データに基づくよりよい医療が受けられる。②医療現場で働く人の負担を軽減できるなどと喧伝します。マイナ保険証は、過去に処方された薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師とスムーズに共有できると言いますが、医療情報は診療報酬明細書、レセプトの医療費の請求データが基になっていて、レセプトがマイナ保険証のデータとして反映されるのは、診療を受けた次の月の翌月11日以降、閲覧可能となるまで長いと約1か月半かかることもあると言います。それならば、現行の健康手帳・お薬手帳のほうがは

るかに便利で正確です。

また、先ほどの地方紙合同アンケートの信濃毎日新聞の記事でも、高齢者には使いにくい、現行の保険証で何の不便もないといった声を紹介した上で、普及を進めようとする、患者と医療機関や薬局の間でトラブルが起きるなど、双方に負担感が広がっていると指摘していて、現場の負担軽減にもなっていません。

そもそもマイナ保険証が本当に便利で、厚労省が言うようなメリットがあるのなら、利用率がこんなに低いわけがありません。現行の保険証廃止と強引なマイナ保険証推進に国民は納得していないし、不安感もますます広がっています。

よって、本陳情の願意は極めて妥当であり、採択すべきと考えます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 次に、社会文教常任委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） ございませんか。

討論を終わります。

ここで、議場整理のため暫時休憩します。

（休 憩） （午後 時 分）

（再 開） （午後 時 分）

議長（湯本晴彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第9号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案に対して採決します。

陳情第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

議長（湯本晴彦君） 起立2人で、少数です。

したがって、陳情第9号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

19 発委第6号 「女性差別撤廃条約選択議定書」の速やかな批准を求める意見書の提出について

議長（湯本晴彦君） 日程第19 発委第6号 「女性差別撤廃条約選択議定書」の速やかな批准を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） 9番 高田佳久。

先ほどは請願第1号をお認めいただきまして、誠にありがとうございます。その採択結果を受けましての意見書提出となります。

発委第6号 「女性差別撤廃条約選択議定書」の速やかな批准を求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和6年9月19日 提出

社会文教常任委員長 高田佳久

令和6年9月 日 議決

山ノ内町議会議長 湯本晴彦

それでは、本文を朗読させていただきます。

「女性差別撤廃条約選択議定書」の速やかな批准を求める意見書

国連は1979年に女性差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）を採択し、日本は1985年条約に批准した。現在189か国が批准している。また、1999年には、女性差別撤廃条約の実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するため、「選択議定書」を国連総会で決議・採択し、現在115か国が批准している。しかし、日本政府はいまだ批准に至っていない。

「選択議定書」は国連女性差別撤廃委員会による「個人通報制度」と「調査制度」を設けており、議定書を批准することで締約国は被害者救済に向け具体的な措置をとるよう同委員会から要請されるため、国際的な人権基準に基づき「女性の人権侵害の救済」や「性別による不平等をなくすための効力」が強まることが期待される。

日本は、ジェンダー・ギャップ指数ランキング（世界経済フォーラム2023年版「ジェンダー・ギャップ報告書」）で世界146か国中125位、G7で最下位と遅れをとっている。2020年12月に閣議決定された国の「第5次男女共同参画基本計画」でも、「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピード感は早く、我が国は国際的にも大きく差を広げられており、まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない取組を進め、法制度・慣行を含め見直す必要があり、『選択議定書』については諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記されている。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策を全ての適当な手段により、かつ遅滞なく追求すること」に合意しており、国連が定めた国際的な人権基準の適用を積極的に国内で進めることが条約締約国である日本政府の役割である。そして、「選択議定書の批准」は女性の人権保障、女性差別撤廃の取組を強化し、ジェンダー平等社会の形成を促進することにつながる。

以上のことから、本年10月に行われる「国連女性差別撤廃委員会」による第6回目の「日本

報告審議」を見据え、「女性差別撤廃条約選択議定書」を速やかに批准することを強く求める。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
法務大臣 様
外務大臣 様
女性活躍担当大臣 様
内閣官房長官 様
内閣政府特命担当大臣（男女共同参画） 様

長野県山ノ内町議会議長 湯本 晴彦

以上です。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 発委第6号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第6号を採決します。

発委第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、発委第6号 「女性差別撤廃条約選択議定書」の速やかな批准を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

20 発委第7号 最低賃金の改善と中小零細企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

議長（湯本晴彦君） 日程第20 発委第7号 最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

塚田総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 塚田一男君登壇）

総務産業常任委員長（塚田一男君） 5番 塚田一男。

先ほどは陳情第6号をお認めいただきありがとうございました。陳情第6号の採択により、意見書の提出となりますので、よろしく願いいたします。

発委第7号 最低賃金の改善と中小零細企業支援策の拡充を求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和6年9月19日 提出

総務産業常任委員長 塚田 一 男

令和6年9月 日 議 決

山ノ内町議会議長 湯本 晴彦

それでは、意見書を読み上げさせていただきます。

最低賃金の改善と中小零細企業支援策の拡充を求める意見書

コロナ禍に加えて急速な物価上昇が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で、最低賃金近傍の低賃金で働いている。

また、最低賃金が低い地域ほど中小零細企業が多く、経済的ダメージはより深刻となっている。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するために、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2024年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,163円、長野県では998円、その差額は165円と大きな開きがある。毎日8時間働いても年収206万円以下（月の労働時間172時間で換算）である。最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに、地域別であるがゆえに長野県と東京都では同じ仕事でも時給で165円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響が出ている。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金はOECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で地域別ではなく、全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど、具体的な中小零細企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも中小零細企業の具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小零細企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。そのために最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを要望する。

以上、下記項目の早期実現を求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

○政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。

- 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金の大幅な引き上げを目指すこと。
- 政府は、最低賃金を引き上げても経営が継続できるように、中小零細企業への適切な支援策を拡充し、中小零細企業の経営と労働者の生活と命を守ること。

令和6年9月 日

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
中央最低賃金審議会会長 様

長野県山ノ内町議会議長 湯本 晴彦

以上となりますが、皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 発委第7号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第7号を採決します。

発委第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、発委第7号 最低賃金の改善と中小零細企業支援策の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

2 1 発委第8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出について

2 2 発委第9号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出について

議長（湯本晴彦君） 日程第20 発委第8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出について及び日程第22 発委第9号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出についての2件を一括上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） 9番 高田佳久。

先ほどは陳情第7号、陳情第8号をお認めいただきましてありがとうございます。それを受けましての意見書提出となります。

発委第8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和6年9月19日 提出

社会文教常任委員長 高田 佳久

令和6年9月 日 議決

山ノ内町議会議長 湯本 晴彦

初めに、訂正をお願いいたします。

本文の最下段でございます下記の事項について国に要望しますとございますが、要望するに訂正をしてください。

それでは、本文を朗読させていただきます。

政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し

すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書

政府は看護師や介護職など、社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年診療報酬、介護報酬、障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込んだ。

しかし、「2.5%ベースアップ目標」としていたものの、実際の診療報酬のケア評価料や介護報酬の新加算はその目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きくなり、対象外となる従事者もあるため、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ている。その結果、2.5%のベースアップどころか、2.0%程度にとどまる定昇並みの賃上げにしかならず、他の産業では5～10%の賃上げが実現しているが、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっている。

現在の医療・介護現場では退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっている。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは、紛れもない事実である。コロナ禍で経験したような入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの「医療崩壊」「介護崩壊」を人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要があるため、下記の事項について国に要望する。

記

1、医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月 日

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
財 務 大 臣 様
総 務 大 臣 様

長野県山ノ内町議会議員 湯本 晴彦

続きまして、発委第9号を報告させていただきます。

発委第9号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和6年9月19日 提 出

社会文教常任委員長 高 田 佳 久

令和6年9月 日 議 決

山ノ内町議会議員 湯 本 晴 彦

それでは、本文を朗読させていただきます。

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書

今重くのしかかる国保税は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大の下、所得が低い若い世代や雇用者にとっても生活を圧迫する切実な問題となっている。国は低所得の方々の保険料軽減措置として、全国知事会等との協議の結果、毎年約3,400億円の財政支援を行っている。しかし、国民健康保険制度改革スタート後も全国知事会、全国市長会それぞれからさらなる公費の投入が必要だと要望が出されている。

そもそも国民健康保険がスタートした翌年の1962年、当時の首相諮問機関・社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は、相当額を国庫で負担する必要があり、健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告して出発したもので、これは国民健康保険制度本来の理念である。

国民健康保険にはほかの保険にない均等割があり、特に子供に係る均等割は子育て支援への逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、2022年から未就学の子供の均等割の減免が実施されているが、さらなる支援が必要である。

公的医療保険は、国民に平等な医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反する。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違うだけで保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものである。

よって、政府に対し、国民健康保険財政への国庫負担増額を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月 日

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様
財 務 大 臣 様
内閣府特命担当大臣 様

長野県山ノ内町議会議長 湯本 晴彦

以上でございますが、皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） まず、発委第8号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第8号を採決します。

発委第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、発委第8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、発委第9号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第9号を採決します。

発委第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、発委第9号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

23 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

24 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

25 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

26 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

27 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（湯本晴彦君） 日程第23 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでの5件を一括上程し、議題とします。

以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（湯本晴彦君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの5件は、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

議長（湯本晴彦君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長（湯本晴彦君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は8月29日から本日までの22日間の会期でありましたが、令和5年度各会計決算認定をはじめ、補正予算3件、条例の制定2件、人事案件4件など多くの重要案件が慎重に審議されました。

また、一般質問では、私を含め9名の議員が登壇し、部活動地域移行や教育関連、環境問題や危機管理体制、また、町民祭りや町制施行70周年についてなど、町行政に対し様々な観点から活発な論戦を展開していただきました。

議長が一般質問に立つということは久方ぶりということでしたが、私をはじめ議員一人ひとりが思いを持って質問をしております。議員にしても町側にしても、町をよくしたいということでは皆目標は一致しておりますので、今後も建設的に議論が進んでいくことを強く望んでおります。

町長はじめ理事者、管理職各位におかれましても、真摯な対応をもって審査・審議にご協力・ご答弁いただいたことに改めて感謝を申し上げます。是非、聞いて終わりにならず、町民の声の代弁として前向きに捉えて町政に生かしていただきたく存じます。

終わりに、これから秋の観光シーズンと農作物の収穫が最盛期を迎えます。多くのお客様をお迎えすることができるよう、穏やかな日々が続くことを祈願しまして、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

議長（湯本晴彦君） 町長から閉会の挨拶があります。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 令和6年第4回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、8月29日から22日間の会期中で3日間の一般質問では、私の就任1年半を振り返っての現状や今後の政策をはじめ、小学校統合や部活動の地域移行関連、エネルギーや環境関連、公共交通に関することなど多岐にわたり活発なご意見をいただきました。

また、提案しました案件につきましても、慎重な審議の下ご承認いただきありがとうございました。

最近、私は阿部知事とご一緒する機会が増え、様々なシーンで話ができました。知事が今問題視しているのは人口減少です。長野県は令和6年2月の推計で199万人と人口200万人を切りました。ピークのころは2001年で222万人でした。参考までにですが、札幌市の人口は、長野県とほぼ同じ195万人で、現在も人口増加中です。ヨーロッパのスロベニアは211万人で、こちらでも人口は増加傾向です。

一方、人口の社会動態の増減では、長野県は令和5年では増えているようです。山ノ内町もずっとマイナスだった社会増減がここのところプラスに転じ、令和5年度は二桁ですがプラスになりましたので、よい傾向だと思っております。しかし、長野県も当町も社会増をはるかに上回る自然動態での人口減少があります。

そんな時代に阿部県政は、緩和と適応をしていくと話しておられました。人口減少を緩和させる策を講じつつ、これからの人口減少社会に我々が適応していくとのこと。もちろん山ノ内町も同じだと思っております。

経済成長し、人口が増えてきた時代は、もうどうの昔に終わっています。これからの山ノ内町は、我々町役場も町民も、そして議員の皆様にも変化が求められ、新しい時代に適応することが求められています。新しい時代に適応するためには、我々が変わらなければなりません。

例えば、今様々なところでDXの必要性が叫ばれています。皆さんもご存じだとは思いますが、Dはデジタル、Xはトランスフォーメーションという意味です。役場内でもDXを推進してまいりましたが、本質としてはXが重要なのだと最近とある方から教えていただきました。Xはトランスフォーメーション、いわゆる変化です。Dはあくまでも変化するためのツールとしてのDであると。もっと言えば、Xできるのであれば、変化できるのであれば、デジタルにこだわる必要はないとのことでした。確かにそのとおりだと思います。目的は変化することです。

我々の町は、たくさんのポテンシャルを持つ観光の町と言われつつも、ニセコ・白馬・野沢温泉などの観光地からはるかに遅れをとっているように感じます。議長の一般質問でも「この町には魅力が多いと言われながら、先に進まなくなっている要因は」とのご質問がございましたが、議長がそう感じられているぐらい先に進んでいないと皆さんが感じているのが現状なのだと思います。

だからこそ、我々は次の数年間で変わらなければなりません。

まずは、基幹産業である観光の立て直し、ウィンタースポーツの国内需要の減少と増えるインバウンド需要への対応、様々な施設の老朽化対策、修学旅行など団体旅行が減少する現実やニーズの変化への対応、国際的な観光地としての受入れ体制整備など、町としてしっかりと進めたいと思っております。

そして、農業の生産性の向上、さらなるブランディング、また、新しい時代にマッチした魅力のある教育の提供、シングルマザーでも子育てしやすい環境づくり、町民の皆さんと役場職員のQOL、クオリティオブライフの向上や、誰もが夢を持って生活できるまちづくりなど、町執行部としてしっかりと進めてまいります。

しかし、これからの先の見えない時代、我々行政サイドだけがDXに、変化に取り組むのではなく、議員の皆さんと我々が一枚岩となって取り組まなければならない時代に入ってきていると感じております。

今盛り上がっているアメリカの大統領選挙を見ていると、片方は分断を呼びかけているように見えます。政治家として票を取るために相手を悪く言い、相手の政策を悪く見せ、国を分断させ、仮想の敵をつくることで自分の味方をつくろうとしているように見えるのです。

しかし、我々はそうであってはいけません。意見の相違はあっても、話し合い、議論を交わし、その後はラグビーと同じノーサイドで、共に手を取りあってまちづくりを一緒に行う仲間であるべきだと思います。

来年は町制施行70周年の年になります。山ノ内町の皆さんが町に誇りを持ち、若い世代がこの町で暮らしていきたいと思ってもらえるようなまちづくりをこれからも議員の皆さんと議論を交わしながら進めたいと思っておりますし、これからも引き続き町民の皆さんの声を聞きながら、町の未来の方向性を探していきたいと思っております。

最後になりましたが、季節の変わり目、議員各位におかれましては健康に十分ご留意いただき、町行政に対しご理解・ご協力を賜りますとともに、ますますのご活躍をご祈念申し上げ閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉 会

議長（湯本晴彦君） これにて令和6年第4回山ノ内町議会定例会を閉会します。

長時間ご苦労さまでした。

(閉 会)

(午後 4時10分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員